

宮 城 県 公 報

令和 7 年 11 月 11 日（火）
定期第 648 号

目 次

告示

- 控除対象寄附金の指定（税務課）
- 生活保護法による施術者の指定（社会福祉課）
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（長寿社会政策課）
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（同）
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出（同）
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（同）
- 県営土地改良事業の工事の完了（農村振興課）
- 道路の区域変更（道路課）
- 道路の供用開始（同）
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧（4 件）（都市計画課）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（教育庁教育企画室）

教育委員会

- 県立特別支援学校学則の一部を改正する規則（教育庁特別支援教育課）

宮城県告示第639号

宮城県県税条例施行規則（昭和 29 年宮城県規則第 76 号）第 21 条第 1 項の規定により、次の寄附金を個人県民税の寄附金税額控除の控除対象寄附金として指定したので、同条第 6 項の規定により告示する。

令和 7 年11月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 控除対象寄附金として指定した寄附金
日本司法支援センターに対する寄附金（令和 7 年 1 月 1 日以後に寄附したものに限る。）
- 2 寄附金の相手方の法人の主たる事務所又は事業所の所在
東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号ハーモニータワー 8 階

宮城県告示第640号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和 7 年 11 月 11 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
八木 英	はなぶさ接骨院	多賀城市大代 5－7－32	令和 7 年 9 月 1 日

宮城県告示第641号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業所として、次のとおり指定した。

令和7年11月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
0471502922	これさぽヘルパーステーション古川 大崎市古川福浦1丁目21番25号	特定非営利活動法人高齢者地域福祉サポートセンター	令和7年 9月1日

2 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
0462190059	にじいろ訪問看護ステーション 刈田郡蔵王町宮篤司95番地5オーベルジュ宮102号	合同会社にじいろ	令和7年 9月1日
0470203225	ツクイ石巻訪問看護ステーション 石巻市立町一丁目4番15号石巻ビルディング3階	株式会社ツクイ	令和7年 9月1日

3 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
0450680012	医療法人社団朝倉会老人保健施設あさくらホーム 白石市字本町89番地	医療法人社団朝倉会	令和7年 8月1日

4 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
0471101006	機能訓練特化型デイサービスRELIEVE PLUS岩沼 岩沼市南長谷字諏訪86番地1	株式会社八音	令和7年 7月1日
0471302554	デイサービスCommon伊豆 栗原市築館伊豆2丁目11番26号	株式会社リツワ	令和7年 8月1日
0470203217	半日型デイサービスかしえっと	株式会社かしえっと	令和7年 9月15日

	石巻市向陽町二丁目 10 番 12 号		
--	------------------------	--	--

宮城県告示第642号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業所として、次のとおり指定した。

令和7年11月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
0462190059	にじいろ訪問看護ステーション 刈田郡蔵王町宮篤司 95 番地 5 オーベルジュ宮 102 号	合同会社にじいろ	令和7年 9月1日
0470203225	ツクイ石巻訪問看護ステーション 石巻市立町一丁目 4 番 15 号石巻ビルディング3階	株式会社ツクイ	令和7年 9月1日

2 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
0450680012	医療法人社団朝倉会老人保健施設あさくらホーム 白石市字本町 89 番地	医療法人社団朝倉会	令和7年 8月1日

宮城県告示第643号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

令和7年11月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
0471302125	つきだて訪問介護事業所 栗原市築館伊豆2丁目11番26号	株式会社リツワ	令和7年 7月31日
0473100725	ヘルパーステーションたんぽぽ 遠田郡美里町北浦字蓮沼35番1	有限会社konnō	令和7年 8月31日
0473500221	千優訪問介護事務所 牡鹿郡女川町浦宿浜字門前31番地1	株式会社幸和スプレード	令和7年 8月31日
0470501248	大縁ヘルプセンター 気仙沼市所沢3番地1	株式会社五大実業	令和7年 8月5日

2 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
0472200153	社会福祉法人常盤福祉会ふなおか事業所 柴田郡柴田町北船岡2丁目16番6号	社会福祉法人常盤福祉会	令和7年 7月31日

3 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
0460790017	名取訪問看護ステーション 名取市手倉田山208番地の1	社会福祉法人宮城福祉会	令和7年 6月30日
0460790058	訪問看護ステーションすぽっと 名取市植松1丁目4番10号	有限会社すぽっとけあサポート	令和7年 7月1日
0462190042	にじいろ訪問看護ステーション 刈田郡蔵王町宮篤司95番地5オーベルジュ宮102号	kmy合同会社	令和7年 8月31日
0462290073	訪問看護ステーションりくてん	株式会社陸天	令和7年 9月30日

	柴田郡大河原町新東 21 番地 6 号		
--	---------------------	--	--

4 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
0470203092	はなまる健康院 石巻市向陽町四丁目 1 番 3 号	株式会社はなまる	令和 7 年 8 月 31 日
0473100717	デイサービスたんぽぽ美里 遠田郡美里町北浦字蓮沼 35 番 1	有限会社 k o n n o	令和 7 年 8 月 31 日
0472701168	特別養護老人ホーム 万葉の里 黒川郡大衡村大衡字大童 7 番地 20	社会福祉法人友徳会	令和 7 年 9 月 27 日
0471100115	岩沼市デイサービスセンターたけくま 岩沼市たけくま 3 丁目 6 番 8 号	社会福祉法人敬長福祉会	令和 7 年 9 月 30 日

5 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
0471200816	しょうあん・ケアサービス 登米市迫町佐沼字大綱 258 番地 1	有限会社高橋商店	令和 7 年 8 月 31 日

宮城県告示第644号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

令和7年11月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
0472200153	社会福祉法人常盤福祉会ふ なおか事業所 柴田郡柴田町北船岡2丁目 16番6号	社会福祉法人常盤福祉会	令和7年 7月31日

2 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
0460790017	名取訪問看護ステーション 名取市手倉田山208番地の 1	社会福祉法人宮城福祉会	令和7年 6月30日
0460790058	訪問看護ステーションすぽ っと 名取市植松1丁目4番10 号	有限会社すぽっとけあサポ ート	令和7年 7月1日
0462190042	にじいろ訪問看護ステーシ ョン 刈田郡蔵王町宮篤司95番 地5オーベルジュ宮102号	k m y 合同会社	令和7年 8月31日

3 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
0471200816	しょうあん・ケアサービス 登米市迫町佐沼字大網258 番地1	有限会社高橋商店	令和7年 8月31日

宮城県告示第645号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年11月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地 区 名	事 業 の 名 称	工事完了年月日
古川	農業用排水施設整備事業	令和 7 年 1 0 月 6 日

宮城県告示第646号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 7 年 11 月 11 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 11 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 113 号
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
白石市福岡蔵本字箱森 138 番 24 地先から 同市福岡蔵本字箕輪田二番 110 番 14 地先まで	前	12.9～78.5	810.0
	後	12.9～82.0	810.0

宮城県告示第647号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和 7 年 11 月 11 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 11 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	113 号	白石市福岡蔵本字箱森 138 番 24 地先から 同市福岡蔵本字箕輪田二番 110 番 14 地先まで	令和 7 年 11 月 14 日

宮城県告示第648号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 11 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
仙塩広域都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第649号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 11 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
仙塩広域都市計画特別用途地区
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第650号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 11 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
仙塩広域都市計画高度地区
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第651号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 11 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
仙塩広域都市計画準防火地域
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 11 月 11 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件及び数量 県立高等学校教育用タブレット端末機器再設定等業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 27 日まで
- (4) 施行場所 県立高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)附則第 2 条による廃止前の和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成 20 年 11 月 1 日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 過去2年以内に国又は地方公共団体等と本調達と同規模程度のタブレット端末の設定及び納品する契約を締結し、2回以上履行した実績を有すること。

(9) 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980—8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話022—211—3335)へ令和7年11月26日(水)午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

(2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980—8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁教育企画室情報化推進班 電話022—211—3612

(3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和7年11月27日(木)まで(2)宛て申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

ア 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年11月27日(木)午前9時から令和7年12月5日(金)午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年12月5日(金)午後5時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和7年12月11日(木)午前9時から令和7年12月19日(金)午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(ア) 日時 令和7年12月19日(金)午後5時

(イ) 場所 (2)に同じ

(ウ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により(ア)の日時までに到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、(6)の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和7年12月22日(月)午前10時

宮城県行政庁舎16階 教育企画室内

4 入札に参加することができない者 2に定める資格を有しない者

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第97条及び第98条の規定による。
- (3) 契約保証金 財務規則第113条及び第114条の規定による。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- (5) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) この契約は、電子契約を選択することができる。
- (10) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- (11) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

- (1) Nature and Quantity of Service to be Procured: Reconfiguration of educational tablet equipment for Miyagi prefectural senior high schools (1 set)
- (2) Contract Period: From day of contract settlement to March 27, 2026
- (3) Place of Implementation: Prefectural senior high schools
- (4) Deadline and Place for Bid Submission:
December 19, 2025 (Fri.), 5:00PM
Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture
- (5) Time and Place for Bid Selection:
December 22, 2025 (Mon.), 10:00AM
Education Planning Division
Miyagi Prefectural Government Building, 16th floor

(6) Contact Information:

Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of
Education Secretariat, Miyagi Prefecture
3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423 JAPAN
Tel. : 022-211-3612

(7) Language and Currency Used in Contract Procedures:

Japanese and Japanese yen only

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 11 月 11 日

宮 城 県 教 育 委 員 会

宮城県教育委員会規則第 17 号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則（昭和 43 年宮城県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第 3（第 2 条関係） （1） [略] （2） 高等部						別表第 3（第 2 条関係） （1） [略] （2） 高等部					
学校名	学 科	修業 年限	収 容 定 員			学校名	学 科	修業 年限	収 容 定 員		
			第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年				第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立 聴覚支援 学校	普通科	3 年	8	8	<u>8</u>	宮城県立 聴覚支援 学校	普通科	3 年	8	8	＝
	工業技術科	3 年	8	8	<u>8</u>		産業工芸科	<u>3 年</u>	＝	＝	<u>8</u>
							機械システ ム科	<u>3 年</u>	＝	＝	<u>8</u>
工業技術科							3 年	8	8	＝	
生活デザイ ン科	3 年	8	8	<u>8</u>	被服科		<u>3 年</u>	＝	＝	<u>8</u>	
					生活デザイ ン科		3 年	8	8	＝	
宮城県立 光明支援 学校	普通科	3 年	<u>36</u>	<u>35</u>	25		理容科	<u>3 年</u>	＝	＝	<u>8</u>
						宮城県立 光明支援 学校	普通科	3 年	<u>35</u>	<u>25</u>	25

宮城県立 小松島支 援学校	普通科	3 年	<u>19</u>	<u>24</u>	<u>29</u>
宮城県立 秋保かが やき支援 学校	普通科 産業技術科	3 年 3 年	<u>8</u> 32	<u>11</u> 32	<u>8</u> <u>32</u>
宮城県立 松陵支援 学校	普通科	3 年	11	<u>11</u>	——
宮城県立 西多賀支 援学校	普通科	3 年	<u>14</u>	<u>17</u>	14
宮城県立 石巻支援 学校	普通科	3 年	<u>35</u>	<u>38</u>	<u>30</u>
宮城県立 気仙沼支 援学校	普通科	3 年	19	<u>19</u>	<u>8</u>
宮城県立 名取支援 学校	普通科	3 年	19	<u>19</u>	22
宮城県立 角田支援 学校	普通科	3 年	16	16	<u>16</u>
宮城県立 迫支援学 校	普通科	3 年	11	<u>11</u>	<u>14</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

宮城県立 小松島支 援学校	普通科	3 年	<u>24</u>	<u>29</u>	<u>38</u>
宮城県立 秋保かが やき支援 学校	普通科 産業技術科	3 年 3 年	<u>11</u> 32	<u>8</u> 32	—— ——
宮城県立 松陵支援 学校	普通科	3 年	11	——	——
宮城県立 西多賀支 援学校	普通科	3 年	<u>17</u>	<u>14</u>	14
宮城県立 石巻支援 学校	普通科	3 年	<u>38</u>	<u>30</u>	<u>35</u>
宮城県立 気仙沼支 援学校	普通科	3 年	19	<u>8</u>	<u>19</u>
宮城県立 名取支援 学校	普通科	3 年	19	<u>22</u>	22
宮城県立 角田支援 学校	普通科	3 年	16	16	<u>19</u>
宮城県立 迫支援学 校	普通科	3 年	11	<u>14</u>	<u>19</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

宮城県立 古川支援 学校	普通科	3 年	<u>30</u>	22	<u>22</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立 山元支援 学校	普通科	3 年	14	<u>14</u>	22
宮城県立 利府支援 学校	普通科	3 年	<u>23</u>	<u>19</u>	<u>25</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(3) [略]					

宮城県立 古川支援 学校	普通科	3 年	<u>22</u>	22	<u>14</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立 山元支援 学校	普通科	3 年	14	<u>22</u>	22
宮城県立 利府支援 学校	普通科	3 年	<u>19</u>	<u>25</u>	<u>27</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(3) [略]					

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。